

県政協議会

令和二年四月二十四日（金）

午前十時

一、令和二年度四月補正予算（案）の概要について（追加提案分）

二、新型コロナウイルス感染症対策に関する県の対応について

三、その他



令和2年度4月補正予算（案）の概要について (4月24日追加提案分)

令和2年4月24日
(単位：千円)

一 予算規模

一般会計

補 正 領	2,104,860
-------	-----------

補正後の規模	619,134,178
--------	-------------

《補正予算の財源》

一般財源	2,104,860
------	-----------

繰入金	2,104,860
-----	-----------

二 補正予算（案）の内容

今回の補正予算（案）は、新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について計上した。

○秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業 2,104,860

県の要請に応じて施設の休業等を実施する中小企業者及び個人事業主に対し、協力金を支給する。

- ・要請施設 遊興施設等（スナック等）、運動施設（ボウリング場等）、遊技施設（パチンコ店等）、劇場等（映画館等）、集会所・展示場等（美術館等）、学習塾その他の学習支援施設、ホテル・旅館・休憩施設等、商業施設、食事提供施設（飲食店等）
※食事提供施設については、営業時間を午前5時から午後8時までとすることを要請（もともと午前5時から午後8時までの範囲で営業していた食事提供施設については、休業しても協力金の支給対象外）

- ・要請期間 令和2年4月25日(土)～5月6日(水)
※要請期間中、全ての期間において休業（食事提供施設は営業時間の短縮を含む）に協力いただいた場合、協力金の支給対象とする

- ・支給金額 30万円（2施設以上有する事業者は60万円）

新型コロナウィルス感染症対策に関する県の対応について

令和2年4月24日
秋田県新型コロナウィルス感染症対策本部

I 新たな対応

1 緊急事態宣言の区域変更

- ・都市部からの人の移動等により、クラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られることから、大型連休期間も含め全都道府県が足並みをそろえて感染拡大防止に取り組むため、国は16日、緊急事態宣言を全都道府県に拡大

2 本県の緊急事態措置等

(1) 緊急事態措置 (4/17 第4回対策本部会議決定)

〔期間及び区域〕

- ・4月17日～5月6日【秋田県全域】

〔要請内容〕

- ・外出の自粛（県外や海外からの移動、不要不急の外出、「三つの密」を避ける、接待を伴う飲食店等への外出）
- ・イベント・行事等の開催自粛
- ・県立学校等の休業（Ⅱ3（6））

(2) 緊急事態措置等（追加措置）(4/21 第5回対策本部会議決定)

〔期間及び区域〕

- ・4月25日～5月6日【秋田県全域】

〔協力要請〕

〈休業〉

遊興施設等（スナック等）、運動施設（ボウリング場等）、遊技施設（パチンコ店等）、劇場等（映画館等）、集会場・展示場等（美術館等）、大学・専修学校等、学習塾その他の学習支援施設、ホテル・旅館・休憩施設等（宴会やカラオケなどの用に供する部分等）、商業施設（生活必需物資・生活必需サービス以外）

〈営業時間短縮〉

食事提供施設（飲食店等）

〈適切な感染防止対策〉

社会生活を維持する上で必要な施設（医療施設、社会福祉施設等、生活必需物資販売施設など）

3 秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

①趣旨

- ・感染拡大防止のため、中小企業者・個人事業主に対して協力金を支給し、施設の休業等に関する県の緊急事態措置等への全面的な協力を求める。

②支給対象

- ・対象施設：別紙のとおり（追加措置の休業・営業時間短縮の協力要請施設のうち大学・専修学校等を除く）
- ・休業期間等：4月25日～5月6日（追加措置の期間と同じ）

③支給金額

- ・1事業者 30万円（2施設以上を有する事業者は60万円）

④申請方法

- ・専用ウェブサイトからの電子申請又は郵送を原則とし、併せて県庁・地域振興局に受付ボックスを設置

⑤スケジュール

- ・5月 7日 協力金申請書受付開始
- ・6月 15日 協力金申請書受付終了

⑥相談コールセンターの設置

- ・設置日時 4月21日午後1時
- ・受付時間 午前9時から午後5時（土日・祝日を含む）
- ・電話番号 018-860-5071
- ・相談件数 1,856件（4/21～22）

⑦県民への周知

- ・県公式ウェブサイト・SNS（4/21～）
- ・新聞広告（4/22（地方紙全面広告）、24（全国紙地方版等5段広告））

II これまでの経過等

1 県内における新型コロナウイルス感染者の発生状況

- ・県内の発生状況（4月22日現在）

16人
男 10人
女 6人

退院者 7人

入院者 9人

※いずれも重篤ではない

※16日の県政協議会の報告から変更はない

2 組織体制

(1) 組織体制

2月 7日 秋田県危機管理対策本部を設置

3月 26日 秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置

4月 21日まで対策本部会議を5回開催

(2) 業務体制の強化

- ・検査体制等の強化のため、健康福祉部、各保健所に事務職を増員、看護職（非常勤職員）についても各保健所に増員予定

3 県の対応

(1) 相談体制

①新型コロナウイルス感染症に関する相談

- ・「あきた帰国者・接触者相談センター」において24時間対応（3/2～）

日中 9時～17時対応の電話番号を1回線追加（3/20～）

相談件数：5,518件（3/2～4/22）

→相談件数の増加に対応し、コールセンターを追加設置予定

②県民生活に関する相談

- ・各地域振興局における県民相談窓口の設置（3/2～）

相談件数：170件（3/2～4/17）

- ・福祉事務所、社会福祉協議会における相談対応、生活福祉資金の貸付

緊急小口資金の申請件数：340件（3/25～4/22）

(2) 検査体制

- ・行政検査：県健康環境センター（1/31～）、秋田市保健所（2/25～）

検査件数：776件（1/31～4/22）

- ・民間検査（医療保険適用）：県総合保健事業団の体制整備（4/6～）

(3) 医療体制

①秋田県新型コロナウイルス感染症対策協議会

- ・協議会を2回開催（3/27、4/9）し、重症度に応じた入院病床の確保や県調整本部による入院調整など、今後の医療体制に係る方針を確認

②外来医療体制（帰国者・接触者外来）

- ・保健所から依頼のあった疑い例を診察（二次医療圏に1か所以上）

→「帰国者・接触者外来」の設置拡大のため、仮設診療所の開設に向け
て医師会等と調整中

③入院医療体制（感染症指定医療機関など）

- ・感染症指定医療機関のほか一般病院に協力を要請し、感染症病床以外にも患者受入可能な病床を確保（9病院30床→15病院105床）

→専門家も参画する県調整本部でウェブ会議を活用し、入院調整を実施

→軽症者等の療養先についても、宿泊施設（ルポールみづほ、ふきみ会館など）の借上等により対応予定

(4) マスク・消毒液の配布

①医療機関向けマスク配布

- ・国から県に配分された医療用マスク約74万枚を病院・診療所（歯科含む）・薬局に対して順次配布中

②高齢者施設等向けマスク配布

- ・高齢者施設向けに国で布製マスクを一括購入し、日本郵便が4月上旬まで配布
- ・市町村で備蓄マスクの高齢者施設等への放出について適宜対応中
- ・県では一括購入による配布や施設における購入分への助成等に対応

③消毒用エタノールの配布

- ・国の調整により製造販売業者を通じて医療機関や福祉施設に優先供給
(県において必要量を把握・発注し、関係施設へ順次配布中)

(5) 県民等への感染予防・まん延防止対策に関する情報提供

①「美の国あきたネット」及びSNSによる情報発信

- ・コミュニケーションアプリ「LINE」を活用した情報提供 (3/27~)

②新聞、ラジオ、テレビによる広報の実施

- ・緊急広報として新聞広告 (4/5, 24(地方紙全面広告), 25(全国紙地方版5段広告))、テレビCM (4/18~5/1)、ラジオCM (4/20~5/1) により県民へのメッセージを発信
- ・知事のメッセージ動画の配信 (4/7, 13, 21, 23)

③外国人向け多言語情報の提供

(6) 学校における対応

【県立学校】

休業期間	県立学校
4/13~5/6	秋田・男鹿・潟上・南秋地域の県立学校、西仙北高等学校
4/21~5/6	上記以外の県立学校

【小中学校】

休業期間	市町村名
緊急事態措置前~5/6	秋田市、湯沢市、羽後町、井川町、東成瀬村
4/21~5/6	横手市、大仙市、由利本荘市、にかほ市、男鹿市、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、大潟村、上小阿仁村
4/22~5/6	能代市、鹿角市、北秋田市、仙北市、潟上市、小坂町、八郎潟町
4/23~5/6	美郷町
4/25~5/6	大館市

(7) 経済対策

①県及び商工団体等での相談窓口の開設

- ・県企業活性化・雇用対策本部(産業政策課内)、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会、あきた企業活性化センター等において経営相談窓口を開設
相談件数: 4,050件 (2月~4/17)

- ・県ウェブサイトでの経営相談窓口の周知

②資金繰り支援

- ・県の経営安定資金「危機関連枠（新型コロナウイルス感染症対応）」に加え、「新型コロナウイルス感染症対策枠」及び「危機対策枠」を拡充し実質無利子・無保証の融資枠1,000億円を新たに確保し、県内企業の資金繰りを支援
- ・各農業協同組合や融資機関に対し、農業者等への資金の円滑な融通、既往債務返済猶予等について依頼
- ・無利子・無担保による制度融資（農林漁業セーフティネット資金等）の周知

③消費拡大等の取組支援

- ・花き、牛乳、牛肉などの消費拡大キャンペーンとして、「花と食で秋田を盛り上げよう運動」を、JAグループと連携して3月13日から実施
- ・比内地鶏について、在庫の急増に対応するため、学校給食や社食・中食等への供給を支援
- ・水産物について、供給の平準化と価格の安定を図るため、買い上げと冷凍保管を支援
- ・県産酒の消費拡大キャンペーンとして、3月23日、30日、4月15日に県庁地下通路で県産酒即売会を実施（4月28日にも実施予定）
- ・消費が低迷しているお土産品や菓子、酒等の消費喚起を県民に広く呼びかけるキャンペーンを展開（4月6日～）
- ・県内主要量販店にて共通のチラシの掲示や特設コーナー開設（実施店舗、実施期間・内容は各企業による）

④事業者への各種支援制度の周知

- ・県内事業者の経営安定や雇用の確保に資する国、県の支援制度をまとめたチラシを作成し、県相談窓口、商工団体等での周知に活用

（8）国の特別定額給付金（仮称）の交付

①給付対象者

- ・基準日（4月27日）において住民基本台帳に記載されている者

②給付額

- ・給付対象者1人につき10万円を市町村から給付（国10/10）

③受給権者

- ・住民基本台帳に記載されている者の属する世帯の世帯主

④給付開始日

- ・市町村において決定するが、特別定額給付金（仮称）事業の事前準備及び予算措置への早期対応について依頼

(9) 空港・駅等の交通拠点等における対策

- ・空港ターミナルや主要駅、道の駅、高速道路のSA・PA、空港リムジンバス内に、県外からの帰省者・来訪者に対する注意喚起のポスターを掲示
- ・空港ターミナルビルや道の駅に、観光地等への訪問自粛のポスター掲示
- ・感染拡大防止のため、県境付近の県管理駐車場の閉鎖や県境部の鳥海ブルーライン開放時期の延期

(10) 国への要望等

- ・全国知事会を通じて、検査・医療体制の充実や感染拡大防止の徹底、中小事業者への支援や消費喚起などの経済対策の実施、地方への財政支援などについての要望を隨時提出

(11) 県職員への対応

- ①新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、在宅勤務等により、2割程度の出勤者の削減を実施することとし、更に業務に支障の出ない範囲で5割を目指すよう努めることとした(4/16, 17)。
- ②大型連休中における本人・家族等の県外との往来や不要不急の外出の自粛について、周知を行った(4/20)。

(12) 市町村への対応

- ①市町村に対し、県外からの転入者への注意喚起、不要不急の大都市との往来自粛等について、広報紙やウェブサイト等により、住民に周知するよう依頼(4/2, 6)
- ②市町村に対し、市町村職員及び住民窓口等における感染防止対策を要請(4/2)
 - ・県外から転入の新規採用職員等に対する健康管理の徹底
 - ・住民窓口業務等における適切な感染防止対策
- ③市町村に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置等の住民への周知や、休業要請等の対象となっている市町村営又は第三セクター方式で運営する施設への対応を依頼(4/17, 21)
 - ・市町村広報、自治会回覧、広報車、防災無線等での緊急的な広報活動
 - ・集会施設での集会、宴会の自粛やあらゆる施設でのカラオケ使用の停止など行動の自重
 - ・感染者とその家族、医療機関関係者等へのハラスメントの注意喚起

協力金給付対象施設一覧

■休業を要請する施設

種類	内訳
遊興施設等	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー パブ 性風俗店 アダルトショップ 個室ビデオ店 インターネットカフェ まんが喫茶 カラオケボックス ライブハウス 場外馬・車・舟券場
運動施設 ※屋外施設は対象外とする	体育館 水泳場 武道場※ ボウリング場 スポーツクラブ ホットヨガ・ヨガスタジオ ゴルフ練習場※ バッティング練習場※ テニス場※
遊技施設	マージャン店 パチンコ店 ゲームセンター 遊園地
劇場等	劇場 映画館
集会場・展示場等	集会場 展示場 貸会議室 博物館 美術館 図書館 科学館 動物園 植物園

種類	内訳
学習塾その他の学習支援施設	各種学校などの教育施設 自動車教習場 学習塾 英会話教室 音楽教室 囲碁・将棋教室 生け花・茶道・書道・絵画教室 バレエ教室 体操教室
ホテル、旅館、休憩施設等 (宴会やカラオケなど集会の用に供する部分、ゲームコーナー等)	ホテル 旅館 スーパー銭湯 温泉休憩施設
商業施設 (生活必需品物資の小売り関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗) ※ショッピングモール、百貨店は、入居店舗毎、個別に判断	ペットショップ（ペットフード売り場を除く） 住宅展示場（戸建て・マンション） 古物商（質屋を除く） 古本屋 おもちゃ屋 DVD/ビデオレンタルショップ アウトドア・スポーツ用品店 土産物店 岩盤浴 エステティックサロン

■ 営業時間の短縮を要請する施設

種類	内訳
食事提供施設 ・営業時間の短縮を要請（5時～20時） ・酒類の提供については、19時までとするよう要請 ※宅配・テイクアウトを除く ※営業時間を5時から20時までに短縮した場合、または終日休業した場合に対象となる ※もともと5時から20時の範囲内で営業している飲食店は対象外	飲食店 居酒屋 料理店 喫茶店